夜 イナ 間 • 日受け取

をご覧ください。

市民税務課

用してください。カードの受け取り別分~17時15分)開設します。平日 (V間・く) してください。 してください。 ードの受け取りができない方は利ードの受け取りができない方は利ー 1 ほ に分) に マイナンバー を対象に、 交付通知書 (はがき) ・休日受取窓口をはがき)が届いたードを申請した方

必要ありません。 平日開庁時間内の受け取りに予約は 受け取りには事前予約が必要です。 夜間・休日のマイナンバ き 表のとおり

(2階③番窓口)

大ンバーカードの夜間・予約先市民税務課大知らせ令和5年9月お知らせ令和5年9月お知らせ令和5年9月 予約状況により希望に添 令和5年9月末までマイ

7月の夜間・休日受け取り窓口開設予定

26日(水)

23日(日)

21日(金)

口を定期的(月4回程度)に開設し 利用してください ドの夜間・休日受取窓

令和5年9月末に延長されま 1 ント申込期限

(予約締切)

受け取り

(予約締切)

申請時期

(一部の決済サ

ービスでは、

9

7月

からです。 和 6 年 6 月 分)

令和5年度分

の手続きは7月~

日令

により、所得の減少が見込まれる方※新型コロナウイルス感染症の影響

免除を受けられる場合があり

い合わせてくださ

能性があります。

注意してくださ

きの障害年金が受けられなくなる可

できなくなる可能性や、

- に、よる可能性や、万が一のと未納期間が長いと、老齢年金が受給

未納のままでいると

月末以前の期限を設定してい 、ること

> したマイナンバーカードを持っている方は、令和5年2月末までに申請 る方です。 があります イナポイントの申 ので、 注意してください) し込みができ



※8月の開設予定もホームページなどで随時お知らせします。

17時まで 9時~12時 17時まで

※事前予約が必要です。(予約のない日は開設しません)

4分の1)の免除が

12日(水)

8日(土)

7日(金)

年金 の はなし Mo.321

保険料を納めることが 困難なとき

「保険料免除制度」の活用を-

方は、

※免除申請時に継続審査を希望した

手続きが不要になることがあ

毎年手続きが必要です。

ります。

また、

免除の申請は、

ーカ月前 申請が受理

問い合わせ 広島西年金事務所 ☎082-535-1505 保健医療課 ☎59-2141

された月から過去2年

受けられます。 分の3・半額・ 合、所得に応じて4段階(全額・ などの現況を審査し、承認された場 主・配偶者の所得状況や失業・災害 ることができる制度のことです。 な場合に、 まな事情により 免除の申請をすると、 「保険料免除制度」 その間の

間の保険料を免除する保険料の納付が困難

が上乗せされますのると、当時の保険型

せされますので、早めの追納当時の保険料に一定の加算額、免除開始から2年を経過す

本

世帯

をお勧めします。

とは、

さまざ

あります

納付(「追納」という)する必要がを受けた期間の保険料を10年以内に

け取る年金額が満額にはなり

満額を受け取るためには、

免除 ませ

保険料の免除を受けると、

将来受

保険料を納められるようになったとき

かのぼって行うことが可能です 和3年6月~令和5年6月) 和5年7月中に申請する場合は、

までさ

令

限度額適用 用額 はのの

(認定証) 標準負担額減額認定証

国民健康保険被保険者証

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

【水色の封筒で郵送】

保健医療課 259-2141

新しい保険証を7月下旬に郵送しま

有効期限の過ぎた古い保険証は、保

健医療課または各支所に返却するか、

しい保険証の記載内容と事実に相違が

あれば、早めに届け出てください。

す。8月に入っても届かない場合は、

保健医療課まで問い合わせてください。

だいだい

問い合わせ

ペます ます。(表2=2ページ・表4=りの自己負担額が限度額までとな の標準負担額、 提示することにより、 医療機関の窓口で保険証と一緒に ージ)。 = 22ページ・表 4 = 23 額が限度額までとなり 、医療費の1カ月あた

が必要です。 用となります 認定証は、 課または各支所で申請してください。 認定証の交付を受けるには、 申請した月の初日から適 必要な方は、 保健医療 申請

期限切れ保険証

は市役所・支所

に返却または自

分で廃棄を

ません。 ※保険料の滞納がある方は認定でき

されて

います。

22 ~°

されており、

者証には、

医療費の負担割合が記載

2割または3割に区分

国民健康保険被保険者証兼高齢受給

70歳から74歳までの方へ送付する方が対象です。

る

国民健康保険

(国保)

に加

派入して

が 必要 な方

後期高齢者医療被保険者(表4)

○現役並み所得者 当し、 ていない方 今までに認定証の $\widehat{\mathbb{I}}$ 申請をし に該

後期高齢者医療被保険者証

○住民税非課税世帯で、 定証の申請をして いない方 今までに認

障害により後期高齢者医療広域連合

75

歳以上

の方と65歳以

上で一

定の

後期高齢者医療

被保険者証

【黄色の封筒で郵送】

8月からは新しい保険証

7月下旬に郵送します―

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

保険証に記載する負担割合は、

1割または2割、3割

0

 \mathcal{O}

認定を受け

た方が対象です。

判定をします

国民健康保険(国保)被保険者(表2)

○70歳以上で、現役並み所得者 の世帯の 方や住民税非課税

○ 70 歳未満 で)

(同一世帯の世帯主を含

申請が 不要 へな方

をして ※国保被保険者の方は、 でに認定証の申請をしている方 後期高齢者医療被保険者で、 いても申請が必要です。 以前に申 今ま

長期入院に該当する方

減額となります。(表2・表4)めった場合は、標準負担額がさらに9日を超え、その間が非課税世帯でります。

療課または支所で申請してくださ持参して、7月31日月までに保健医書など入院日数が確認できるものをれる方は、医療機関が発行した領収 次の①または②に該当すると思わ

②後期高齢者医療被保険者で、 ①国保被保険者で、 区分が低所得者Ⅱとなる方 たは低所得者Ⅱとなる方 認定区分がオ

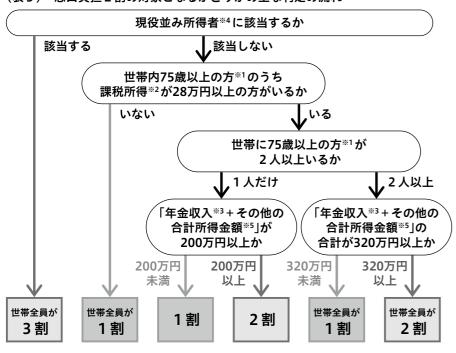
郵送時期・郵送方法

申請した後期高れます。国保被から保険証と一 申請した後期高齢者医療被保険者にれます。国保被保険者と7月以降にから保険証と一緒に認定証が郵送さから保険証と一緒に認定証が郵送さから保険証と一緒に認定証が郵送さい。後期高齢者医療被保険者で申請が後期高齢者医療被保険者で申請が をした方には、 不要な方、 市か

なお、

引き続き免除を希望される方、これまで免除を受けている

(表3) 窓口負担2割の対象となるかどうかの主な判定の流れ



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは 75歳以上の方(65~74歳で一定の 障害の状態にあると広域連合から 認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは 住民税納税通知書の「課税標準」の 額(前年の収入から、給与所得控除 や公的年金等控除、所得控除(基礎 控除や社会保険料控除など) を差し 引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年 金は含みません。
- 課税所得 145 万円以上かつ収入額 の合計が、383万円(単身世帯の場 合。複数世帯の場合は、520万円)以 上で、医療費の窓口負担割合が3割
- ※5 「その他の合計所得金額」とは 事業収入や給与収入などから、必要 経費や給与所得控除などを差し引 いた後の金額のことです。

(表4) 限度額認定証(認定証)自己負担限度額・標準負担額一覧 【後期高齢者医療被保険者】

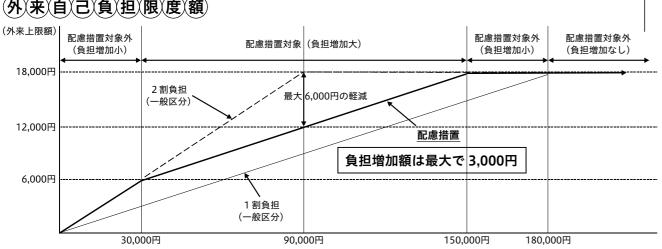
今和4年10日診療分からの自己負担限度額

令和 4 年 10月診療分からの自己 頁担限度額						
区分			自己負担限	度額(月額)		
		外来(個人単位)	外来+入院(※世帯単位)			
	現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690万円~	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円)(※多数回該当)			
	現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380万円~	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円)(※多数回該当)			
(現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145万円~	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)(※多数回該当)			
住民税課税世帯	一般Ⅱ	2割負担	18,000円または、6,000円+(医療費-30,000円)×10%の低いほうを適用(年間上限額144,000円)※医療費が30,000円未満の場合は、30,000円で計算する。※★	57,600円 (44,400円) (※多数回該当)		
	一般 I	1割負担	18,000円 (年間上限額144,000円)			
住民税非課税世帯	佐所得者Ⅱ		8 000E	24,600円		
正氏优升林优世帝	低所得者 I		8,000円	15,000円		

※多数回該当:過去12か月間で4回以上自己負担額が限度額に達した場合、4回目から限度額が下がります。

[※]世帯単位:加入している医療保険が異なる場合は合算できません。





(表1) 負担割合の判定基準 【国保】

未満の国保被保険者の方です。

同一世帯の70歳以上75歳未満の 国保被保険者の住民税課税所得の金額	負担割合
145万円以上	3割 -
145万円未満	2割

(注1) 昭和20年1月2日以降に生まれた70歳以上の被保険者が属する世帯 (注3) 課税所得とは、地方税法上の扶養控除など各種控除後の所得のことを の基礎控除後の課税所得額の合計額が210万円以下の場合も「一般」 と判定し2割負担になります。

(注2) 単身世帯とは、同一世帯の被保険者が1人の世帯。複数世帯とは、同 一世帯に被保険者が2人以上いる世帯です。 また、70歳以上の世帯員とは令和5年8月1日時点で70歳以上75歳

なお、国保の方で世帯に国保から後期高齢者医療制度に移行した方が いる場合は、その方の収入も合わせて520万円未満となります。

住民税課税所得が145万円以上でも次の場合は、基準収入額適 用申請により負担割合が変わります。

同一世帯の被保険者および 70歳以上の世帯員の収入合計	負担割合
複数世帯…520万円未満 単身世帯…383万円未満	2割(国保)

指します。

(注4) 収入とは、「住民税の課税所得額の計算上収入金額とすべき収入」を 指します。 (例) 令和5年8月~令和6年7月の判定…令和4年中(1月~12月) の収入であり、令和5年1月1日の属する年度分の地方税の規定によ る住民税の課税所得額の計算上収入額とすべき金額。(事業・不動産 などの収入も含む)

(表2) 限度額認定証(認定証)自己負担限度額・標準負担額一覧 【国保被保険者】

70歳未満の方

区分	自己負担限度額	標準負担額	療養病床入院の場合の標準負担額	
<u>ь</u> л	(1カ月)	(1食)	食費(1食)	居住費(1日)
基礎控除後の「総所得金額等」が 901万円を超える世帯 (認定証に「ア」と表記)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、 4回目から140,100円となります。		460円 (※1)	370円
基礎控除後の「総所得金額等」が 600万円を超え901万円以下の世帯 (認定証に「イ」と表記)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、 4回目から93,000円となります。	440EE		
基礎控除後の「総所得金額等」が 210万円を超え600万円以下の世帯 (認定証に「ウ」と表記)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、 4回目から44,400円となります。	460円		
基礎控除後の「総所得金額等」が 210万円以下の世帯 (認定証に「エ」と表記)	57,600円 ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、 4回目から44,400円となります。			
住民税非課税世帯 同一世帯の世帯主、被保険者全員が 住民税非課税の世帯 (認定証に「オ」と表記)	35,400円 ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、 4回目から24,600円となります。	210円 (長期入院該当 160円(※2)	210円	370円

70歳以上の方

•	5 M20-21 - 2773					
E /\			自己負担限度額	標準負担額	療養病床入院の場	場合の標準負担額
	区分		(1カ月)	(1食)	食費(1食)	居住費(1日)
	現役並み所得者 保険証の負担割合が3割	Ⅲ (認定証は 不要) 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、 4回目から140,100円となります。	-		
		Ⅲ 課税所得380万円以上 690万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、 4回目から93,000円となります。			
		【 課税所得145万円以上 380万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、 4回目から44,400円となります。	460円	460円 (※1)	370円
	一般 保除証の負担割合が2割さ	5.介兄郑钿裕卅二	入院:57,600円 (4回目以降は44,400円)			
	保険証の負担割合が2割で住民税課税世帯 (認定証は 不要)		外来:18,000円 (8月〜翌年7月の年間限度額は144,000円)			
4-	低所得者Ⅱ		入院:24,600円	210円	24.05	2-2-
Į.	も 同一世帯の世帯員全員※3: (認定証に「 区分Ⅲ 」と表記		外来:8,000円	長期入院該当 160円 ※2	210円	370円
住且利申記利世界	低所得者 I 同一世帯の世帯員全員※3/2		入院:15,000円	1000	130円	370円
ŧ	の各所得が必要経費・控除(80万円で計算)を差し引いが (認定証に「区分】」と表記	こときに0円となる方	外来:8,000円	100円	受給者 100円	受給者 0円

- ※1 栄養士による食事療養が行われているなど、一定の要件を満たす届け出をしている医療機関に入院したとき。それ以外は、420円となります。
- ※2 過去12カ月で90日を超える入院があった場合に長期入院該当となります。
- ※3 国保の場合は、「同一世帯の世帯主および国保被保険者」となります。

料

保

場合でも、 (擬制世帯主)になります 納付書 、納付義務者は世帯と国保の加入者でな (年金天引き) 0 宛先は

歳以上で、 該当する 世帯主が見る 世帯の る場合、 きされ 次の全ての要件 ます 世帯主の 入者全員が

年

金に65

○特別徴収の対象となる年命内に75歳に到達しない方の世帯主が国保加入者で年度 が年額18万円 以上の 入者では 方

世帯主の介護保険料が特別 徴収されて 護保険料との天引 年 \mathcal{O} 方 金受給額 11 る方 き額 0 2 額 分

○ 国保に加入したばかり○ 特別徴収要件に該当しな次のいずれかに該当する(納付書払い・口座振替) **普**の 通 1 合計が、 介 はず払いでする。 徴 収 下

替

る方 な

11

保険料率が決まりました

令和5年度の各保険(国民健康保険・介護保険・

後期高齢者医療)の保険料率が決定しました。決

金 度 問い合わせ 市民税務課

259-2128

他市 65 満 歳になったば たば町 か村 から 大竹市 か n

 \bigcirc \circ

た医療制度です

を対象と

認定を

 \wedge 転

がか か年額18万円未かに該当する方 ・**口座振替)** 年

世

 \circ

満で一定程度の際歳以上の方(65歳 受け 申 請により広域連合の た方を含む)

の障害があり、5歳以上75歳未と療制度は、75

◆特別徴 保険料は被保険者 収 得に応じて 保険料額

合計額になります 9る「均等 被保険者 で負担す

で、

(年金天引き) 松(年金天引き) 松で、後期高齢者医 松で、後期高齢者医 の合計額が年金

75 次のい。 (納付書) 受給額 上の方の 療保険 特別徴

替)

他市 たば か 町 り 村か たばか 5 本市 ŋ \wedge 転

 σ 他、 別徴収の

定額、納付書は7月中旬に送付します。

特

れかに該当する。 ・**口座振替)**

事由に

な

る方

で手続きが必要でtynできます。※事tynば口座振替でなり、 特別徴収の方でも す前納も。に付い 金す申 融後こ出

そ

第1号被保険者の介護保険料

関とを

特別徴収の対象となる年金特別徴収(年金天引き)ごとに改定が行われます。ごとに改定が行われます。

年上

が年

額

18万円

金

王

健

康

保

険

後

高

齢

者

医

保

計 算 方 法

基準総所得金額×所得割率

均等割×世帯内の加入者数

1世帯当たりの金額

①から③の合計額の上限

介護保険料

713 · 3 11×171					
段階		対象		保険料率	年間保険料
	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方または生活保護を受給している方				
第1段階		本人の前年の合計所得金額(課 - 税年金収入に係る雑所得を除 - く)と課税年金収入の合計	80万円以下	0.30	17,586円
第2段階	世帯全員が住民税非課税		80万円超え 120万円以下	0.50	29,310円
第3段階			120万円超え	0.70	41,034円
第4段階	本人が住民税非課税で		80万円以下	0.87	50,999円
第5段階	世帯の誰かが住民税課税		80万円超え	1.00 (基準)	58,620円
第6段階		本人の前年の合計所得金額	125万円未満	1.20	70,344円
第7段階			125万円以上 190万円未満	1.30	76,206円
第8段階	- 本人が住民税課税		190万円以上 290万円未満	1.50	87,930円
第9段階	本人が住民代課代		290万円以上 400万円未満	1.60	93,792円
第10段階			400万円以上 600万円未満	1.75	102,585円
第11段階			600万円以上	1.85	108,447円

※介護保険料の算定に使用する合計所得金額は、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得等に係る特別控除を適用後の金額となります。

※65歳以上の加入者は介護保険料個別納付になるため、介護分の負担はありません。

支援金分

(加入者全員)

2.84%

11,156円

7,434円

220,000円

※所得割の算定に用いる「基準総所得金額」とは、令和4年中の総所得金額等から43万円を差し引いた金額です。ここでいう「総所 得金額等」とは、給与所得や申告分離課税の配当所得などの各種所得の合計額で、各種所得控除を差し引く前の金額です(国民 健康保険では退職所得は含みません)。所得割の算定では、雑損失の繰越控除の適用はありません。

国民健康保険料は、医療分、後期高齢者支援金分(支援金分)および介護分で構成され、それぞれ所得割、均等割および平等割を

介護分

(40歳から64歳の方)

2.07%

9,594円

4,659円

170,000円

○国民健康保険料の軽減

○国民健康保険の保険料率

合計した額が賦課されます。

①所得割

②均等割

③平等割

賦課限度額

(1)低所得世帯にかかる保険料の軽減

次の所得の世帯の方は、保険料の均等割額と平等割額が軽減されます。

医療分

(加入者全員)

7.31%

29,642円

19,751円

650,000円

擬制世帯主と国民健康保険加入者の令和4年中の総所得金額等の合計額	軽減割合
43万円以下の世帯 + 10万円×(給与所得者等の数 − 1)	7割
43万円 + (29万×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数 − 1)以下の世帯	5割
43万円 + (53万5千円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数−1)以下の世帯	2割

※給与所得者等とは、給与所得者(給与収入55万円超え)と公的年金等の支給(60万円超え(65歳未満)または110万円超え(65歳 以上))を受けるもの。

(2) 未就学児にかかる保険料の軽減

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児(平成29年4月2日以降生まれの方)にかかる保険料の均等割額が5割軽 減されます。

所得の基準による均等割額の軽減	未就学児以外の方の均等割軽減割合	未就学児の均等割額軽減割合
7割軽減世帯	7割	8.5割
5割軽減世帯	5割	7.5割
2割軽減世帯	2割	6割
———— 軽減なし世帯	軽減なし	5割

※「(1)低所得世帯にかかる保険料の軽減」に該当する世帯は、軽減後の均等割額から5割軽減されます。

後期高齢者医療(保険料の決め方)



所得割率8.67%



限度額66万円

※所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除) × 0.0867

※総所得金額等とは、収入から控除額などを差し引いて算出される金額のことで、社会保険料控除などの各種所得控除前の金額 です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額も総所得金額等に含まれます。

※基礎控除は、前年の合計所得金額から43万円を差し引いた金額です。(所得により例外もあります)

所得の低い方の軽減

○均等割額の軽減について

世帯内の被保険者と世帯主の前年所得の合計額 (部分は年金・給与所得者★の数が2人以上の場合に計算します)	軽減後の均等割額
43万円 <u>+10万円×(年金・給与所得者の数−1</u>)以下の場合	7 割軽減 13,752円/年
43万円 + (29万円 × 世帯内の被保険者数)	5 割軽減
+ 10万円×(年金・給与所得者の数 - 1)以下の場合	22,920円/年
43万円 + (53万5千円 × 世帯内の被保険者数)	2 割軽減
<u>+10万円×(年金・給与所得者の数 - 1</u>)以下の場合	36,672円/年

★「年金·給与所得者」とは、給与所得または公的年金に係る雑所得がある方です。

選均等割額の軽減は、世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。ただし、次の①・②については所得割額で用い る総所得金額等とは取り扱いが異なります。

- 65歳以上の方で公的年金等控除の適用がある方は、公的年金等に係る所得から15万円を限度として控除します。ただ し、障害認定(65歳)の被保険者で保険料算定に64歳時の所得・課税情報を使用する対象者は含まれません。
- 「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。
- ※後期高齢者医療制度加入直前に、国保および国保組合を除く健保組合などの被扶養者であった方については資格取得後2 年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減となり、所得割額の負担はありません。ただし、表中の均等割額の7 割軽減にも該当する方については、7割軽減が適用されます。
- ※軽減判定は、賦課期日(令和5年4月1日または資格取得日)時点で行われます。賦課期日後に世帯異動があった場合でも 再判定は行いません。
- ※所得などの申告がない場合は、軽減されないことがあります。